

知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止規定

(国家市場監督管理総局令 2023 年第 79 号)

第 1 条 知的財産権を濫用し競争を排除、制限する行為を予防及び制止させるため、「中華人民共和国独占禁止法」(以下、独占禁止法と略称)に基づき、本規定を制定する。

第 2 条 独占禁止と知的財産権の保護には共通の目標がある、すなわち競争とイノベーションを促進し、経済運営の効率を向上させ、消費者の利益と社会公共の利益を擁護する。

事業者は、知的財産権に関する法律、行政法規の規定に従って知的財産権を行使する場合、知的財産権を濫用し、競争を排除、制限してはならない。

第 3 条 本規定にいう知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限とは、事業者が「独占禁止法」の規定に違反して知的財産権を行使し、独占合意を達成し、市場での支配的地位を濫用し、競争効果を排除、制限する或いは惧れのある事業者の集中(合併)などの独占行為をいう。

第 4 条 国家市場監督管理総局(以下、市場監督管理総局と略称)は、独占禁止法第 13 条第 1 項の規定に基づき、知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限について独占禁止の統一的法執行業務の責任を負う。

市場監督管理総局は、独占禁止法第 13 条第 2 項の規定に基づき、各省、自治区、直轄市の市場監督管理部門(以下、省クラス市場監督管理部門と略称)に当行政区域内の独占合意、市場での支配的地位の濫用などの知的財産権の濫用、競争行為を排除、制限する独占禁止法執行業務の責任を負う権限を授ける。

本規定にいう独占禁止法執行機関には、市場監督管理総局と省クラス市場監督管理部門が含まれる。

第 5 条 本規定にいう関連市場とは、関連商品市場と関連地域市場を含み、「独占禁止法」と「国務院独占禁止委員会の関連市場の定義に関する指南」に基づき定義を行うとともに、知的財産権、イノベーションなどの要素の影響が考慮する。

知的財産権の許諾などの独占禁止法執行に関わる業務において、関連商品市場は技術市場、特定の知的財産権を含む製品市場とすることができる。

関連技術市場とは、知的財産権行使に係る技術と相互に代替可能な同種

類の技術間の相互競争により構成される市場をいう。

第6条 事業者間では、知的財産権行使を利用し、「独占禁止法」第17条、第18条第1項で禁止される独占合意を達成してはならない。事業者は知的財産権行使を利用し、他の事業者を組織し独占合意を達成する、或いはその他の事業者が独占合意を達成するための実質的な幫助を提供してはならない。

事業者は、達成した合意が「独占禁止法」第20条の規定に合致することを証明することができる場合、本条第1項、第2項の規定を適用しない。

第7条 事業者は、知的財産権行使の方法を利用し、取引相手と独占禁止法第18条第1項第1号、第2号に規定する合意を達成したが、事業者が競争を排除、制限する効果がないことを証明できる場合、これを禁止しない。

事業者は、知的財産権行使の方法を利用し、取引相手と合意したが、事業者は合意に参加した事業者の関連市場での市場シェアが市場監督管理総局の規定する基準を下回り、かつ市場監督管理総局が規定するその他の条件に適合していることを証明できる場合、これを禁止しない。具体的な基準は、「国務院独占禁止委員会の知的財産権分野に関する独占禁止指南」の関連規定を参照することができる。

第8条 市場での支配的地位を備える事業者は、知的財産権を行使する過程で市場での支配的地位を濫用し、競争を排除、制限してはならない。

市場での支配的地位は、独占禁止法と「市場での支配的地位の濫用行為の禁止規定」の規定に基づき認定と推定を行う。事業者の知的財産権の所有は、その市場での支配的地位を備えると認定する要素の1つを構成することができる。但し、事業者が知的財産権を所有していることだけで関連市場の市場での支配的地位を備えると推定することはできない。

知的財産権を所有する事業者を関連市場での支配的地位を備えるか否かを認定する場合、関連市場での取引相対方が代替関係を備える技術或いは製品に移行する可能性や移行コスト、下流市場で知的財産権を利用して提供される商品に対する依存度、取引相手方の事業者に対するバランス能力などの要素を考慮することができる。

第9条 市場での支配的地位を備える事業者は、知的財産権行使の過程において、知的財産権を不公平な高値で許諾或いは知的財産権の製品を販売し、競争を排除、制限してはならない。

前項の行為を認定する場合、以下に掲げる要素を考慮することができる：

- (1) 当該知的財産権の研究開発コストと回収期間；
- (2) 当該知的財産権の許諾料の算定方法と許諾条件；
- (3) 当該知的財産権が参照できる過去の許諾料或いは許諾料基準；
- (4) 事業者が当該知的財産権許諾で約定したこと；
- (5) 考慮すべきその他の関連要素。

第 10 条 市場での支配的地位を備える事業者は正当な理由なく、知的財産権行使の過程において、その他の事業者に合理的な条件での当該知的財産権の使用許諾を拒絶し、競争を排除、制限してはならない。

前項の行為を認定する場合、以下に掲げる要素を同時に考慮しなければならない：

- (1) 当該知的財産権は関連市場において合理的に代替できず、その他の事業者が関連市場の競争に参加するために必要であること；
- (2) 当該知的財産権許諾の拒絶は関連市場における競争或いはイノベーションに不利な影響を及ぼし、消費者の利益或いは社会公共の利益を損なうこと；
- (3) 当該知的財産権の許諾は当該事業者に不合理な損害をもたらさないこと。

第 11 条 市場での支配的地位を備える事業者は正当な理由なく、知的財産権行使の過程において、以下に掲げる限定取引行為に従事し、競争を排除、制限してはならない：

- (1) 取引相手方に自社のみと取引を行うよう制限すること；
- (2) 取引相手方にその指定された事業者のみと取引を行うよう制限すること；
- (3) 取引相手方に特定の事業者と取引を行わないよう制限すること。

第 12 条 市場での支配的地位を備える事業者は正当な理由なく、知的財産権行使の過程において、所在する業界或いは分野の取引慣行、消費習慣などに違反し或いは商品の機能を無視し、以下に掲げる販売行為に従事し、競争を排除、制限してはならない：

- (1) 知的財産権を許諾するとき、被許諾者にその他の不必要な商品の購入を強制或いは強要すること；
- (2) 知的財産権を許諾するとき、被許可者に一括強制的に包括的許諾を

受入れるよう強制或いは強要すること。

第 13 条 市場での支配的地位を備える事業者は正当な理由なく、知的財産権行使の過程において、以下に掲げる不合理な制限的条件を付加し、競争を排除、制限してはならない：

(1) 取引相手方にその改良技術を排他的或いは独占的なグラントバックを行うことを要求する、或いは合理的対価を提供することなく取引相手方に同じ技術分野のクロスライセンスを要求する；

(2) 取引相手方にその知的財産権の有効性に質疑を提出することを禁じる；

(3) 取引相手方に許諾合意期間満了後、知的財産権を侵害することなく、競争する技術或いは製品の利用を制限する；

(4) 取引相手方にその他の不合理な取引的条件を付加する。

第 14 条 市場での支配的地位を備える事業者は正当な理由なく、知的財産権行使の過程において、条件が同一の取引相手方に差別的待遇を行い、競争を排除、制限してはならない。

第 15 条 知的財産権に関わる事業者の集中（結合）が国務院の規定する申告基準に達している場合、事業者は事前に市場監督管理総局に申告しなければならず、申告していない、或いは申告後承認されるまで集中を実施してはならない。

第 16 条 知的財産権に関わる事業者の集中（結合）の審査は、独占禁止法第 33 条に規定される要素と知的財産権の特徴を考慮しなければならない。

知的財産権に関わる事業者の集中の取引の具体的な状況に応じて、付加される制限的条件には以下に掲げる状況を含むことができる：。

(1) 知的財産権或いは知的財産権関連業務を分離すること；

(2) 知的財産権関連業務の独立した運営を維持すること；

(3) 合理的な条件で知的財産権を許諾すること；

(4) その他の制限的条件。

第 17 条 事業者は、知的財産権行使の過程において、パテントプールを利用し、競争を排除、制限する行為に従事してはならない。

パテントプール構成員は価格、生産量、市場分割などの競争に関する敏感な情報を交換し、独占禁止法第 17 条、第 18 条第 1 項で禁止される独占合意

を達成してはならない。但し、事業者が達成した合意が独占禁止法第 28 条第 2 項、第 3 項と第 20 条の規定に適合することを証明することができる場合を除く。

市場での支配的地位を備えるパテントプール実体或いはパテントプール構成員は、パテントプールを利用し以下に掲げる市場での支配的地位の濫用行為に従事してはならない：

- (1) 不公平に高額でプールの特許を許諾する；
- (2) 正当な理由なく、プール構成員或いは被許諾者の特許の使用範囲を制限する；
- (3) 正当な理由なく、プール構成員がプール外で独立した許諾者として特許許諾することを制限する；
- (4) 正当な理由なく、プール構成員或いは被許諾者が独立して或いは第三者と協力しプール特許と競合する技術を研究開発することを制限する；
- (5) 正当な理由なく、被許諾者にその改良或いは研究開発技術を排他的或いは独占的にパテントプール実体或いはパテントプール構成員にグラントバックするよう強要する；
- (6) 正当な理由なく、被許諾者にプールの特許の有効性に質疑することを禁止する；
- (7) 正当な理由なく、競合する特許を強制的に組合せて許諾、或いは必要のない特許、すでに失効した特許とその他の特許を強制的に組合せて許諾する；
- (8) 正当な理由なく、条件が同一のプール構成員、或いは同一関連市場の被許諾者に取引条件で差別的待遇を実施する；
- (9) 市場監督管理総局が認定したその他の市場での支配的地位を濫用する行為。

本規定でいうパテントプールとは、2 つ或いは 2 つ以上の事業者が各自の特許をプール構成員或いは第三者に共同許諾することをいう。パテントプールの各当事者は通常、プール構成員或いは独立した第三者にプールの管理を行うことを委託する。プールの具体的な方法には、合意の達成、会社或いはその他の実体の設立などが含まれる。

第 18 条 事業者は正当な理由なく、知的財産権行使の過程において、標準の制定と実施を利用し、以下に掲げる独占合意を達成してはならない：

- (1) 競争関係にある事業者と共同して特定事業者を標準制定への参加からの排除、或いは特定事業者を関連標準技術案から排除する；
- (2) 競争関係にある事業者と共同してその他の特定事業者を排除し関連標準の実施する；

(3) 競争関係にある事業者とその他の競争的標準を実施しないことを約定する；

(4) 市場監督管理総局が認定するその他の独占合意。

第 19 条 市場での支配的地位を備える事業者は、標準の制定及び実施の過程において、以下に掲げる行為に従事し、競争を排除、制限してはならない：

(1) 標準制定に参画の過程において、標準制定組織の規定に従い適時に権利情報を十分開示しない、或いはその権利を明確に放棄しているが、標準に当該特許を含まれた後に標準実施者にその特許権を主張する；

(2) その特許が標準必須特許となった後、公平、合理、無差別の原則に違反し、不公平な高値で許諾、正当な理由なく許諾を拒否、抱合せ商品販売或いはその他の不合理な取引条件を付加し、差別的待遇を実施する。

(3) 標準必須特許の許諾の過程において、公平、合理的及び無差別の原則に違反し、善意の交渉を経ずに、裁判所或いはその他の関連部門に関連する知的財産権の使用を禁止する判決、裁定或いは決定などを下すよう請求し、被許諾方に不公平な高値或いはその他の不合理な取引条件を受入れるよう強要する；

(4) 市場監督管理総局が認定するその他の市場での支配的地位を濫用する行為。

本規定でいう標準必須特許とは、当該標準を実施するために必要不可欠な特許をいう。

第 20 条 本規定の第 10 条から第 14 条、第 17 条から第 19 条にいう「正当な理由」を認定する場合、以下に掲げる要素を考慮することができる：

(1) イノベーションの奨励と市場での公平な競争の促進に有効である；

(2) 知的財産権の行使或いは保護のために必要である；

(3) 製品の安全、技術的効果、製品の性能などを満たすために必要である；

(4) 取引相手方の実際のニーズ、かつ正当な業界慣例と取引習慣に適合する；

(5) その他、行為の正当性を証明できる要素。

第 21 条 事業者は、著作権及び著作隣接権を行使するとき、独占禁止法と本規定で禁止される独占行為に従事してはならない。

第 22 条 事業者の知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の嫌疑を分析認定する場合、以下に掲げる手順を採ることができる：

- (1) 事業者の知的財産権行使行為の性質と表現形式を確定する；
- (2) 知的財産権を行使する事業者間の相互関係の性質を確定する；
- (3) 知的財産権の行使に関わる関連市場を定義する；
- (4) 知的財産権を行使する事業者の市場での地位を認定する；
- (5) 事業者の知的財産権行使行為の関連する市場競争に及ぼす影響を分析する。

事業者間の相互関係の性質を確定する場合、知的財産権行使行為自体の特徴を考慮する必要がある。知的財産権の許諾の状況に関わる場合、本来競争関係にある事業者間は許諾合意においては取引関係があり、許諾者と被許諾者が共に当該知的財産権を利用して製品を生産する市場ではまた競争関係もある。但し、当事者が許諾合意を締結するときに競合関係が存在せず、合意が締結されてから競合関係が発生する場合、原合意が実質的に変更されない限り、競合者間の契約とは見做さない。

第 23 条 事業者の知的財産権行使行為が関連市場の競争に及ぼす影響を分析・認定する場合、以下に掲げる要素を考慮しなければならない：

- (1) 事業者と取引相手方の市場での地位；
- (2) 関連市場の市場集中度；
- (3) 関連市場参入の難度；
- (4) 産業慣行と産業の発展段階；
- (5) 生産量、地域、消費者などに制限する時間と効力の範囲；
- (6) イノベーションの促進と技術の普及に対する影響；
- (7) 事業者のイノベーション能力と技術変化の速度；
- (8) 知的財産権行使行為の関連市場の競争に及ぼす影響の認定に関連するその他の要素。

第 24 条 独占禁止法執行機関が知的財産権の濫用排除、競争制限行為を調査、処罰するとき、独占禁止法と「独占合意禁止規定」、「市場での支配的地位の濫用行為禁止規定」、「経営者の集中審査規定」に規定された手順に従い執行する。

第 25 条 事業者が独占禁止法と本規定に違反し、独占合意を達成するとともに実施した場合、独占禁止法執行機構は、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、前年度売上高の 1%以上 10%以下の罰金を科す、前年度の売上高がない場合、500 万元以下の罰金を科す。なお、達成した独占合意をまだ実施していない場合、300 万元以下の罰金を科すことができる。事業者の法定代表者、主

要責任者及び直接責任者が独占合意の達成に個人的に責任を負う場合、100 万元以下の罰金を科すことができる。

事業者がその他の事業者を組織して独占合意を達成、或いはその他の事業者が独占合意を達成するために実質的な幫助を提供した場合、前項の規定を適用する。

第 26 条 事業者が独占禁止法と本規定に違反し、市場での支配的地位を濫用した場合、独占禁止法執行機構は、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収するとともに、前年度の売上高の 1%以上 10%以下の罰金を科する。

第 27 条 事業者が違法に知的財産権の集中（合併）を実施し、かつ競争を排除、制限する効果がある或いは可能性がある場合、市場監督管理総局は集中実施の停止、株式或いは資産の期限付き処分、営業の期限付き譲渡及びその他の必要な措置を講じ集中前の状態に戻すことを命じ、前年度の売上高の 10%以下の罰金を科す。競争を排除、制限する効果がない場合、500 万元以下の罰金を科す。

第 28 条 本規定の第 25 条、第 26 条、第 27 条に規定される罰金について、独占禁止法執行機関が具体的な罰金額を確定するとき、違法行為の性質、程度、持続時間と違法行為の結果を除去した状況などの要素を考慮しなければならない。

第 29 条 独占禁止法の規定に違反し、情状が特に重大、影響が特に劣悪、特に重大な結果をもたらした場合、市場監督管理総局は独占禁止法第 56 条、第 57 条、第 58 条、第 62 条に規定される罰金額の 2 倍以上 5 倍以下で具体的な罰金額を確定することができる。

第 30 条 独占禁止法執行機関の職員が職権を乱用し、職務を怠り、私情にとらわれて不正行為を行い、法執行過程で知り得た営業秘密、プライバシー及び個人情報情報を漏洩した場合、関連規定に基づき処理する。

第 31 条 独占禁止法執行機関が調査期間中に発見した公務員の被疑職務違反、職務犯罪問題の手がかり（証拠）は、速やかに規律検査監察機関に移管しなければならない。

第 32 条 本規定が知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限について規定していない場合、独占禁止法と「独占合意禁止規定」、「市場での支配的

地位の濫用行為禁止規定」、「経営者集中審査規定」に基づき処理する。

第 33 条 本規定は 2023 年 8 月 1 日より施行する。2015 年 4 月 7 日の元国家工商行政管理総局令第 74 号で公布した「知的財産権の濫用による競争行為の排除・制限の禁止に関する規定」は同時に廃止する。

出所：国家市場監督管理総局ウェブサイト

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2023/art_e155397f5e5c4c05ad3c1838c1322ad2.html

※本資料は株式会社 KyK インターナショナルの協力の下ジェトロが作成した仮訳となります。情報・データ・解釈などについてできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロ及び株式会社 KyK インターナショナルが保障するものではないことを予めご了承下さい。